

大河原町とD X通信株式会社との地域のD X推進に係る包括連携協定書

大河原町(以下「甲」という)とD X通信株式会社(以下「乙」という)は、次のとおり地域のデジタル・トランスフォーメーション(以下「D X」という。)推進に係る包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条(目的)

本協定は、甲と乙が相互に緊密に連携することにより、大河原町におけるデジタル技術を活用した住民サービスの向上と地域の課題解決や活性化、D X人材育成等に寄与することを目的とする。

第2条(連携事項等)

- 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
- (1)住民サービスの質の向上、及び本町の行政事務の改善・効率化に向けたD Xに関する事項
 - (2)地域の課題解決に向けたD Xに関する事項
 - (3)情報通信インフラの整備及び活用に関する事項
 - (4)町内事業者のD X化支援に関する事項
 - (5)その他目的を達成するために必要な事項
2. 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組をより効果的にするため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上決定するものとする。
3. 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を乙の関係会社を実施させることができるものとする。

第3条(協定の有効期間)

- 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がない場合は、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
2. 前項の期間において、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

第4条(協定の変更)

甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

第5条(守秘義務)

甲及び乙は、本協定の締結に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条(反社会的勢力の排除)

乙は、大河原町暴力団排除条例(平成24年9月14日条例第17号)を順守し、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

第7条(公表)

甲及び乙は、本協定について対外的に公表を行う際、公表の方法及び内容について事前に甲乙協議の上行うものとする。

第8条(疑義等の決定)

本協定に定めのない事項又は本協定の条項の内容に疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を所持する。

令和6年5月8日

甲 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

大河原町長

齋 清 志



乙 東京都中央区日本橋1丁目13番1号

日鉄日本橋ビル3階

D X通信株式会社

代表取締役

形 本 聡

